

# 農地白書 Vol.3

～農地利用の最適化の活動にむけて～

(平成31年3月作成)

「見える化」を実現！

見つける・見抜く・見きわめる



編集・発行 岩美町農業委員会

## 表紙写真 大谷地区大区画ほ場と国道9号驪地山バイパス

岩美町の西の玄関口、国道9号驪地山バイパス（山陰近畿自動車道）が通る大谷地区では、県営ほ場整備事業によりほ場の大区画化（1ha）を平成12年から18年に実施。平成17年に農事組合法人大谷生産組合を設立し、現在約65haで、主に水稻、大豆、飼料用米、WCS を作付けしている。町の先進的な農業法人として、今後、ICT技術の導入など省力化への取り組みが期待される。



# 目次

## 第1部 農地(台帳)面積と耕地面積の比較・・・・・・・・・・ 1～3

|    |                   |   |
|----|-------------------|---|
| 図1 | 農地(台帳)面積と耕地面積の比較  | 1 |
| 図2 | 耕地面積の推移           |   |
| 図3 | 農地賃借料の状況          |   |
| 図4 | 農業地域類型別の耕地面積割合    | 2 |
| 図5 | 農地筆数及び1筆平均面積      |   |
| 図6 | 農業振興地域内農用地区域の設定状況 | 3 |
| 図7 | 農地整備の状況           |   |
| 図8 | 農地転用の推移           |   |

## 第2部 担い手への農地利用の集積・集約化・・・・・・・・・・ 4～5

|     |                    |   |
|-----|--------------------|---|
| 図9  | 担い手の推移             | 4 |
| 図10 | 農地所有適格法人の推移        |   |
| 図11 | 農地貸借の推移            | 5 |
| 図12 | 農地中間管理事業の推移(市町村・県) |   |

## 第3部 遊休農地の発生防止・解消・・・・・・・・・・ 6～8

|     |                      |   |
|-----|----------------------|---|
| 図13 | 農家累計別遊休農地面積の推移       | 6 |
| 図14 | 遊休農地の推移              |   |
| 図15 | 遊休農地の要因分析(市町村・県)     | 7 |
| 図16 | 中山間直接支払対象面積と協定数      | 8 |
| 図17 | 多面的機能支払交付金対象面積と活動組織数 |   |

## 第4部 新規参入の促進・・・・・・・・・・ 9～10

|     |                  |    |
|-----|------------------|----|
| 図18 | 農業者の男女別年齢構成割合の推移 | 9  |
| 図19 | 農業就業人口の推移        | 10 |
| 図20 | 農家類型別の推移         |    |
| 図21 | 基幹的農業従事者数の推移     |    |
| 図22 | 新規就農者の推移         |    |
| 図23 | 産業別就業者の割合        |    |

## 第5部 農地利用の最適化の指針・・・・・・・・・・ 11

### <付>

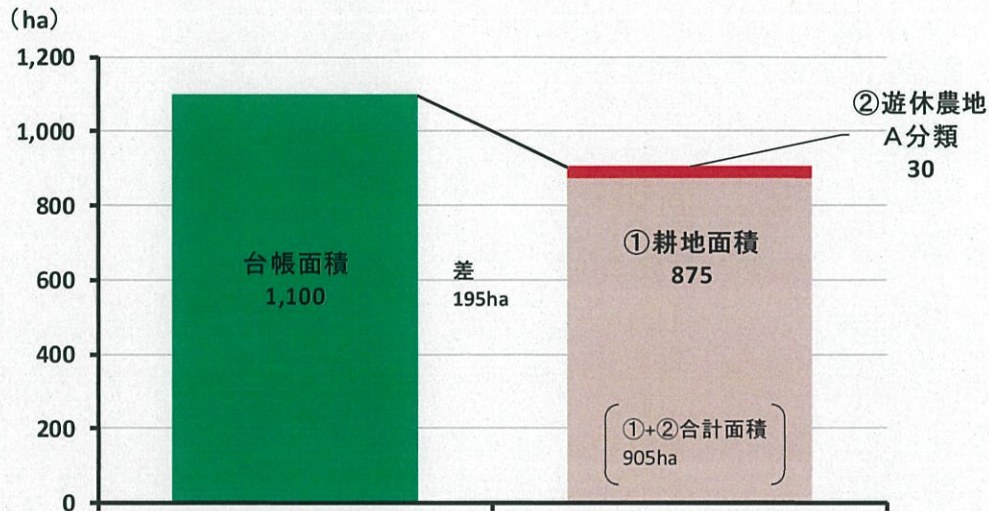
農業委員会委員名簿  
岩美町の概要及び農業政策

第1部

# 農地(台帳)面積と 耕地面積の比較

図1 農地(台帳)面積と耕地面積の比較(平成29年)

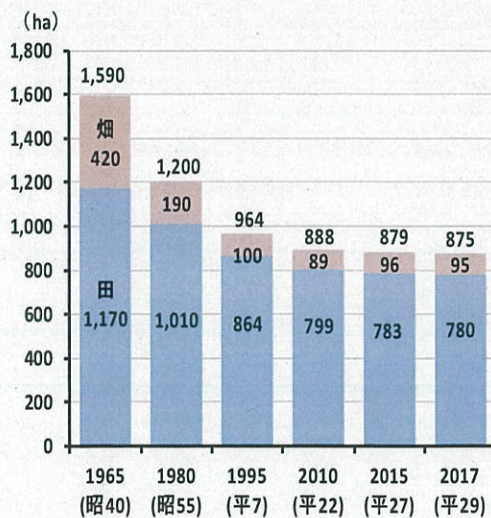
～荒廃農地の増加により乖離拡大～



資料：農林水産省  
市町村農業委員会  
経営支援課

図2 耕地面積の推移

～高度成長期に大きく減少、近年は微減続く～

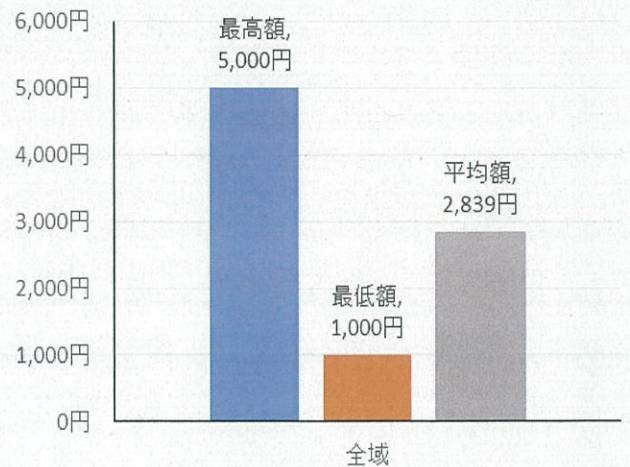


資料：農林水産省「耕地面積調査」

ラウンドで合計が一致しない場合がある

図3 農地賃借料の状況(H29. 1～12月)

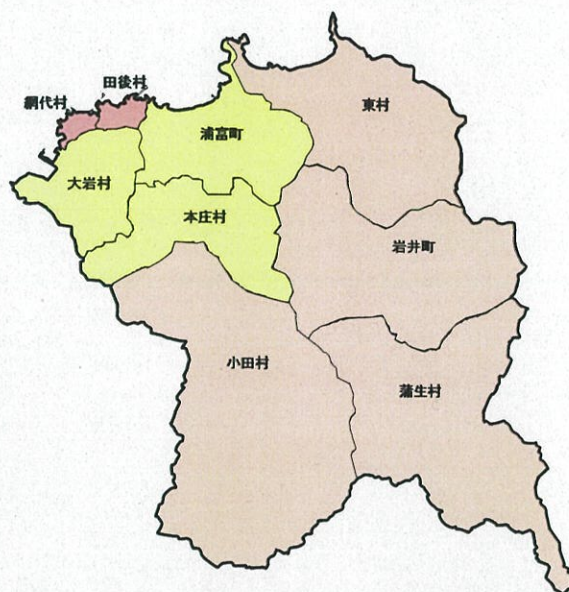
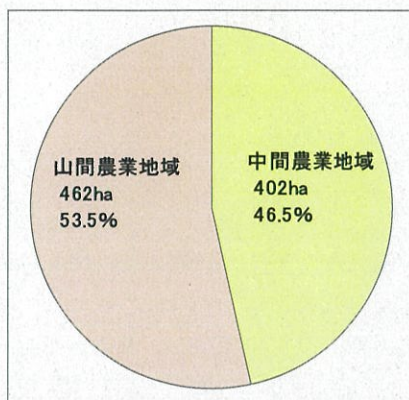
～漸次相場は下落、使用賃借も増加～



資料：農業委員会調べ

図4 農業地域類型別の耕地面積割合

～町全域が中山間農業地域～



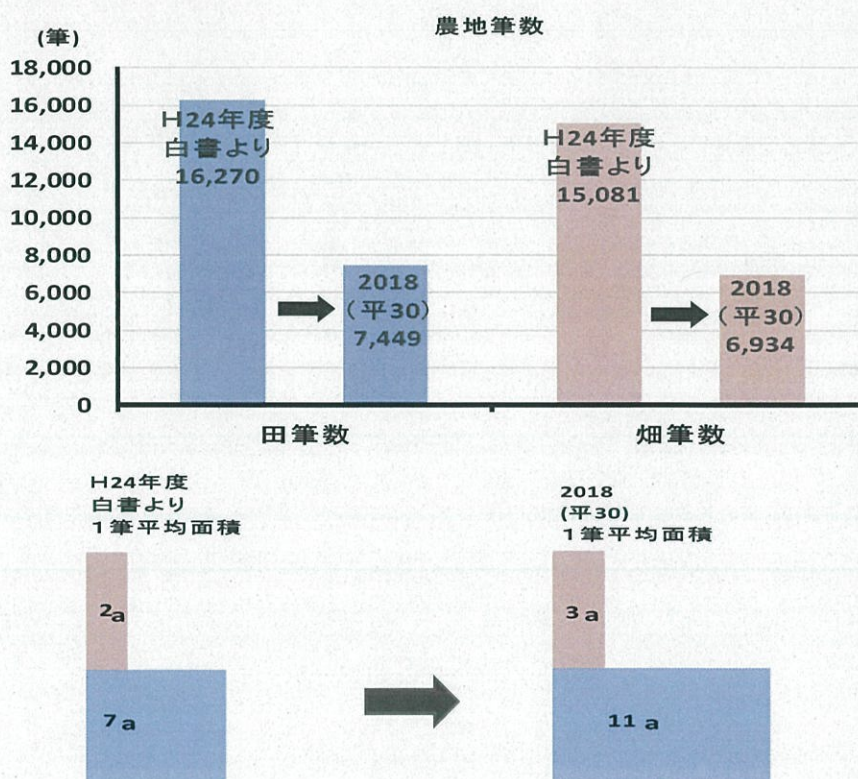
資料：農林水産省「2015年農林業センサス農山村地域調査（農業集落）」

（注）農業地域類型基準指標

- 都市的地域＝人口密度500人以上及び宅地等／可住地面＝60％以上
- 平地農業地域＝耕地率20％以上かつ林野率50％未満
- 中間農業地域＝耕地率20％未満
- 山間農業地域＝耕地率10％未満かつ林野率80％以上

図5 農地筆数及び1筆平均面積

～小区画農地の耕作放棄が進行～



資料：農業委員会調べ

図6 農業振興地域内農用地区域の設定状況

～農地面積の減少に比例し農用地区域も減少、求められる優良農地の総量確保～

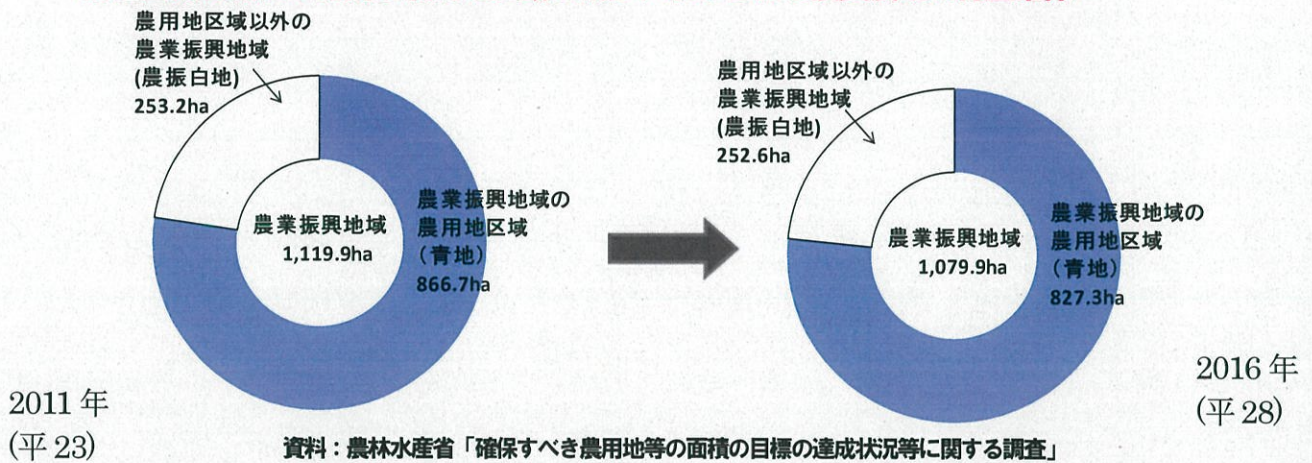
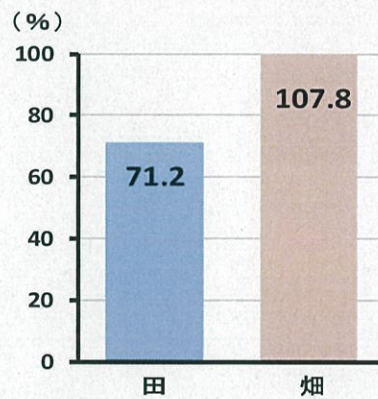


図7 農地整備の状況（平成29年度調査）

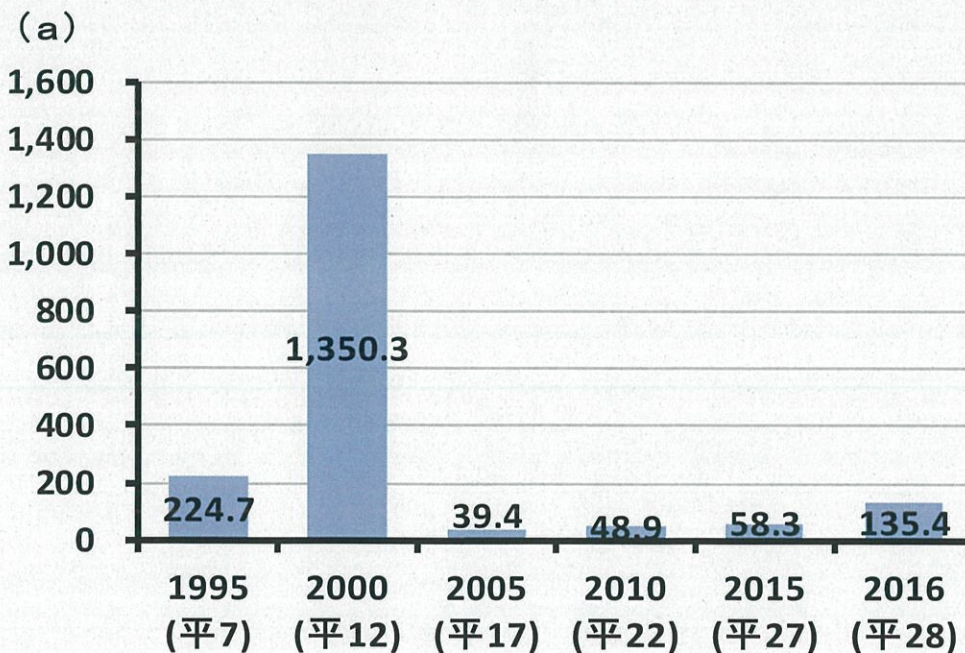
～いかに進めるか未整備田の整備、整備田の再整備～



資料：県農地・水保全課調べ

図8 農地転用の推移

～近年微増続く、農地維持対策と土地の有効利用どう進めるか～



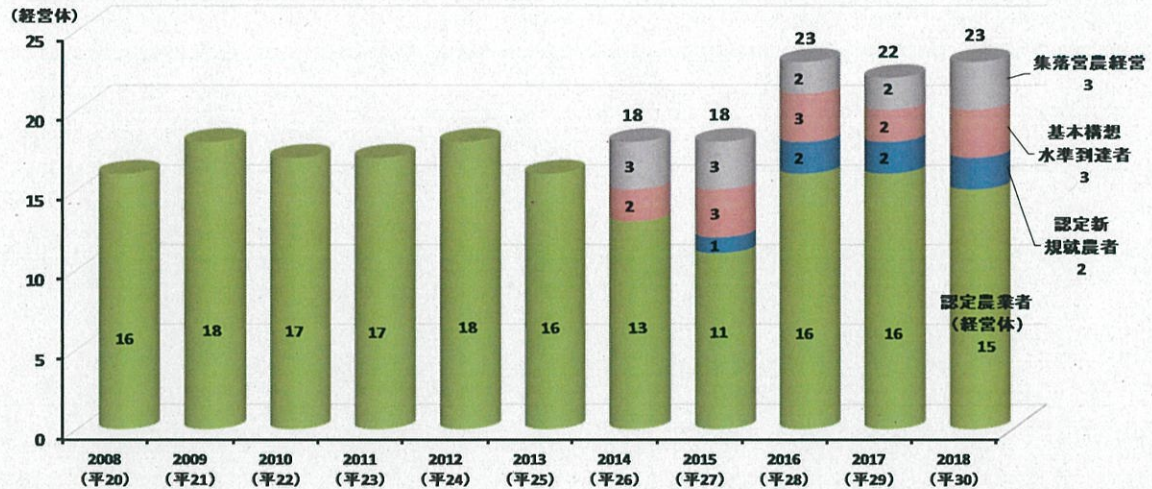
資料：農林水産省  
「農地権利移動等調査」

## 第2部

担い手への農地利用の  
集積・集約化

図9 担い手の推移

～法人経営増加、経営承継の課題も浮き彫りに～



資料：農林水産省「担い手及びその農地利用の実態に関する調査」

\* (注)

認定農業者＝市町村から農業経営改善計画の認定を受けた農業者

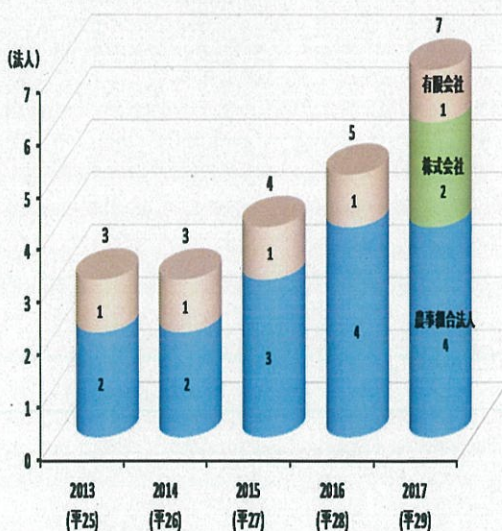
認定新規就農者＝新たに就農しようとする青年等であって、その作成する就農計画について市町村長より認定を受けた者

基本構想水準到達者＝市町村基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標水準に達している農業者(認定農業者を除く)

集落営農組織＝集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が全部又は一部を共同して営農活動を行う組織

図10 農地所有適格法人の推移

～町外企業も参入、進む農業経営体の多様化～

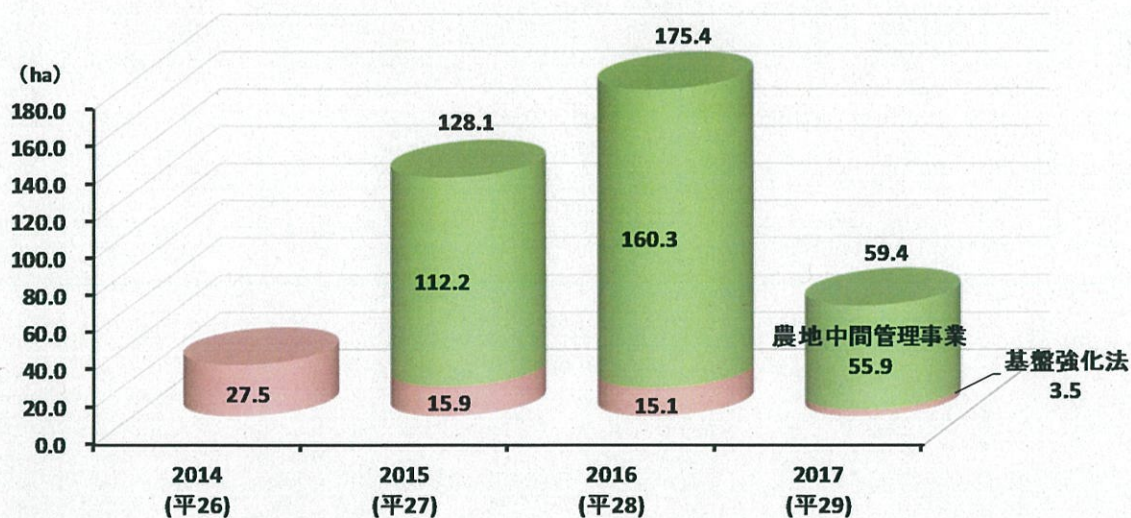


資料：農林水産省「農地所有適格法人の活動状況調査」

(H27年までは、農業生産法人の活動状況調査)

図11 農地賃借の推移

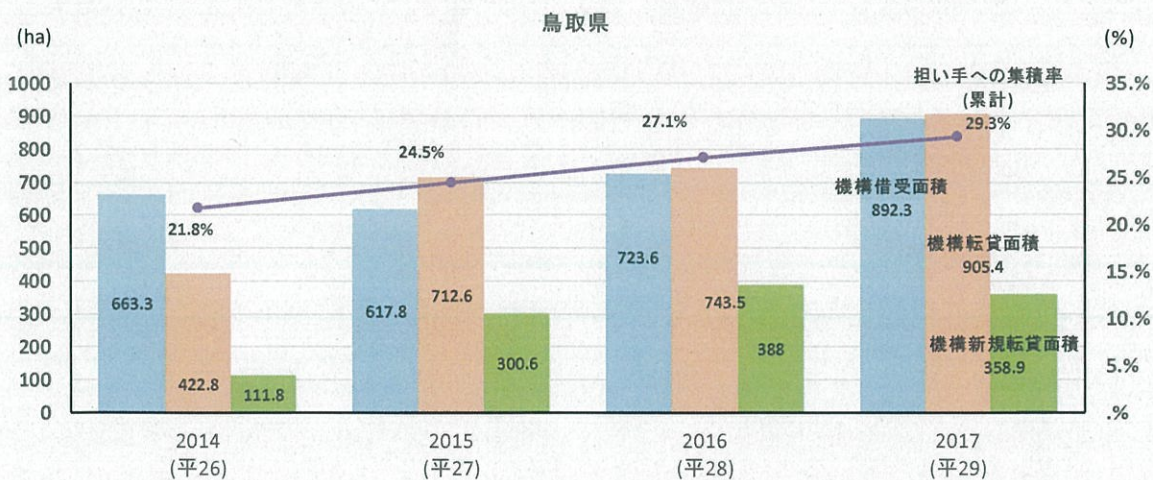
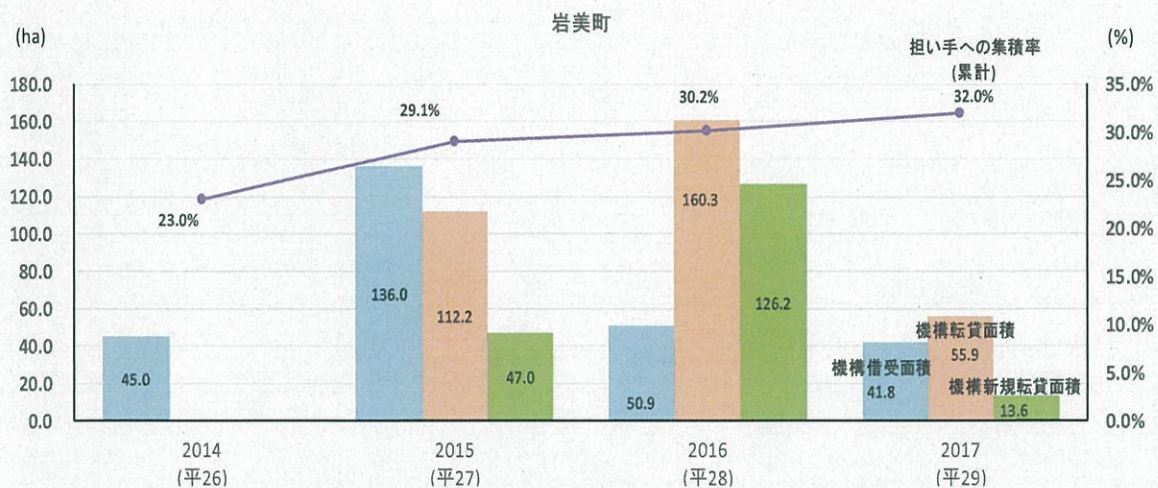
～中間管理機構への集積進む～



資料：県経営支援課調べ

図12 農地中間管理事業の推移

～集積率は若干県平均を上回る、更なる担い手への集積どう進めるか～



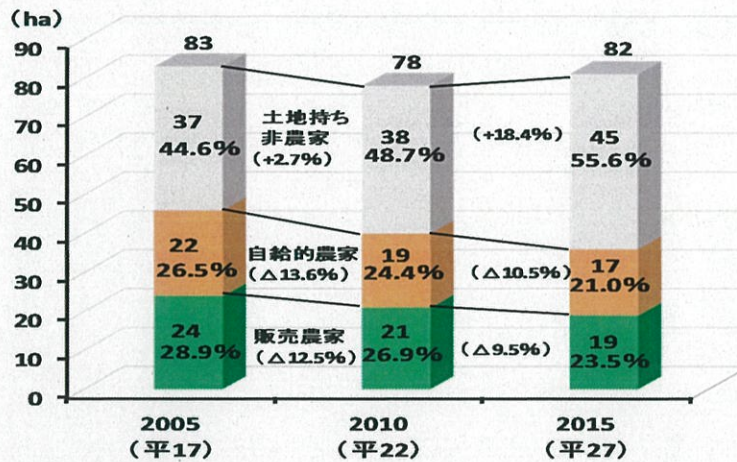
資料：農林水産省「中間管理機構等の実態把握について(調査)」

## 第3部

## 遊休農地の発生防止・解消

図13 農家類型別遊休農地面積の推移

～土地持ち非農家率増加～

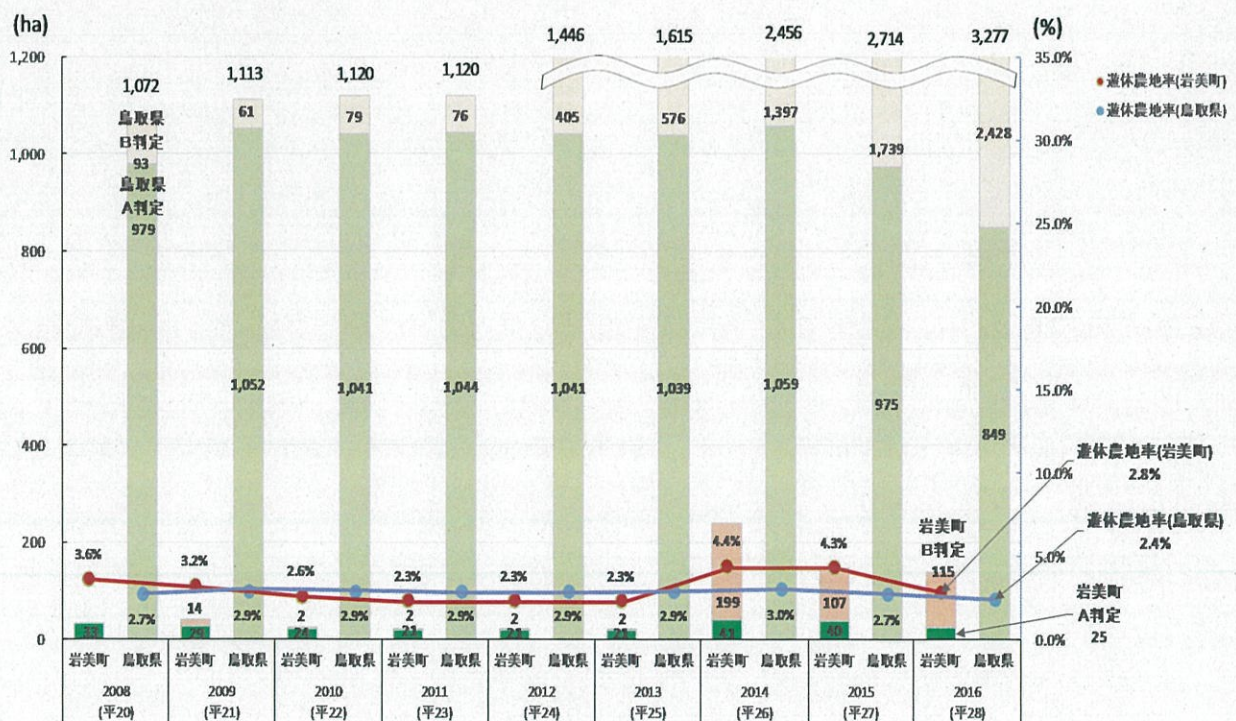


資料：農林水産省「農林業センサス」

(注) センサスの耕作放棄地を遊休農地と表現

図14 遊休農地の推移

～遊休農地率は県平均を上回る、非農地化と農地の再生利用対策急務～

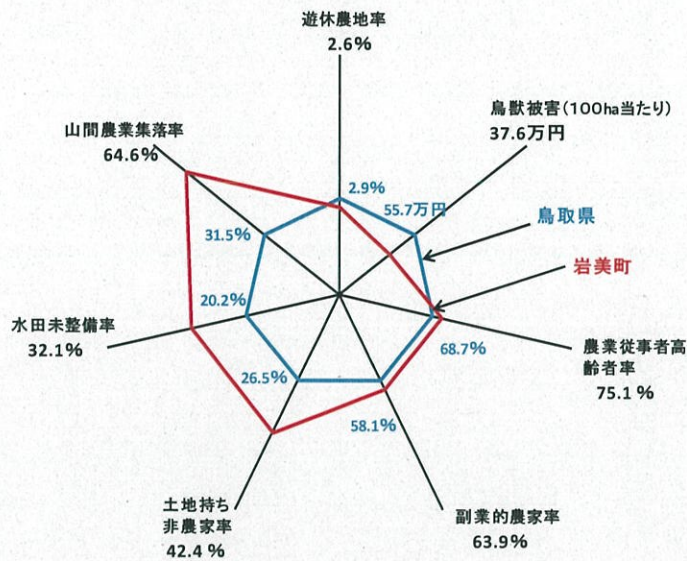


資料：農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」

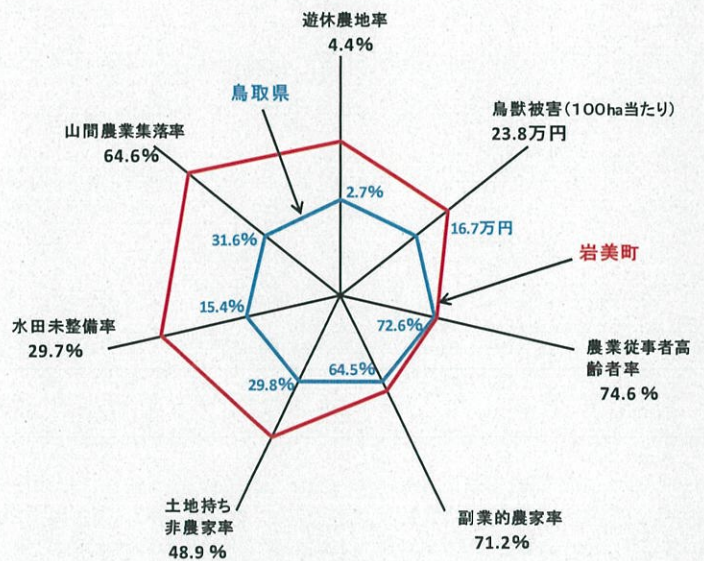
※注：遊休農地率はここでは、A判定農地面積÷(耕地面積+A判定農地面積)で算出した。

図15 遊休農地の要因分析

～山間農地の維持管理対策が大きな課題か～



平成22年  
(2010年センサス)



平成27年  
(2015年センサス)

資料：①遊休農地の割合＝遊休農地(1号)面積／耕地面積＋遊休農地(1号)面積

＊農林水産省「農林業センサス」

②鳥獣被害額(100ha当たり)＝鳥獣被害額／耕地面積

＊鳥取県鳥獣対策センター調べ

③土地生産性(10ha当たり)＝農業所得／耕地面積

＊農林水産省「生産農業所得統計」

④農業従事者高齢者率＝65歳以上／農業就業人口

＊農林水産省「農林業センサス」

⑤副業的農家率＝副業的農家数／販売農家数

＊農林水産省「農林業センサス」

⑥土地持ち非農家率＝土地持ち非農家数／総農家数＋土地持ち非農家数

＊農林水産省「農林業センサス」

⑦水田未整備率＝30a以上区画未整備水田面積／水田面積

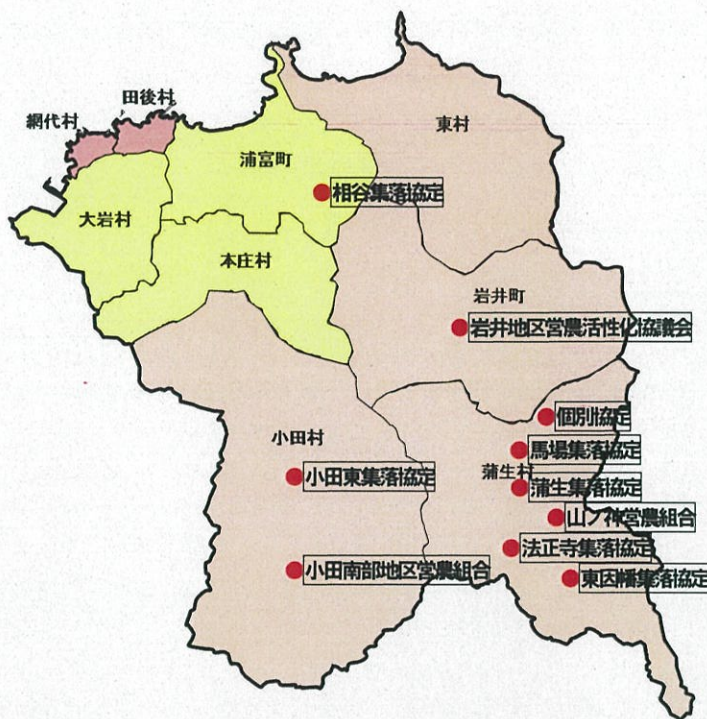
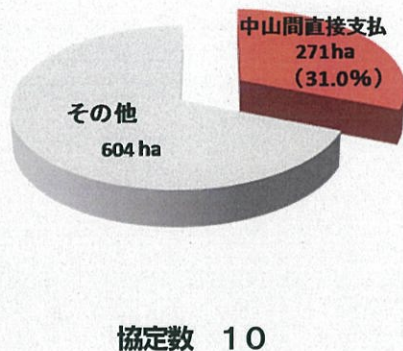
＊農林水産省「農業基盤情報基礎調査報告書」

⑧山間農業集落＝山間農業地域集落数／集落数

＊農林水産省「農林業センサス」

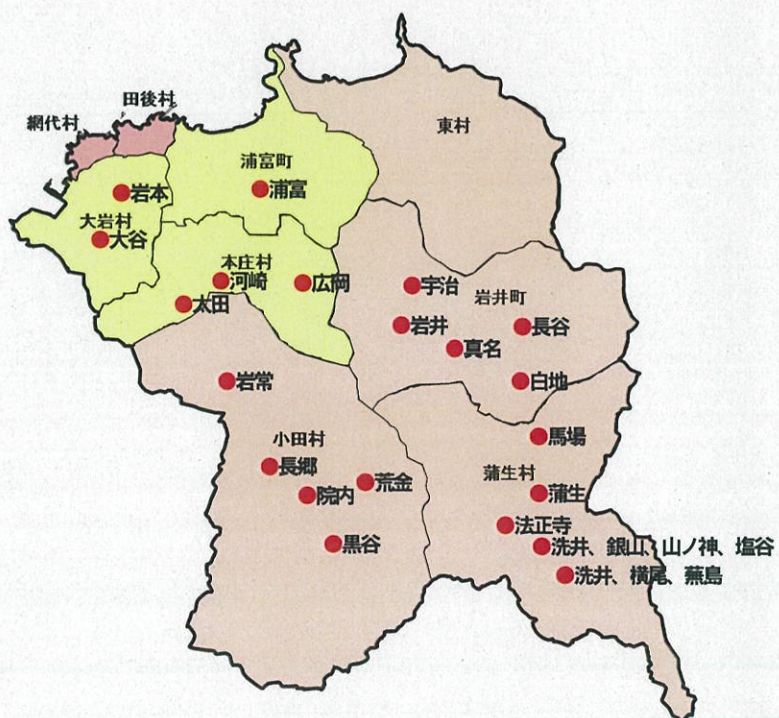
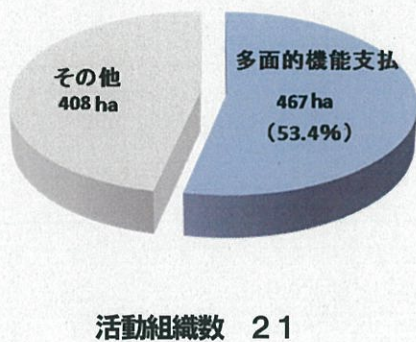
図16 中山間直接支払対象面積と協定数

～多面的機能支払交付金と併せて、  
今や遊休農地の発生防止と農村機能  
維持の生命線～



資料：県農地・水保全課調べ

図17 多面的機能支払交付金対象面積と活動組織数



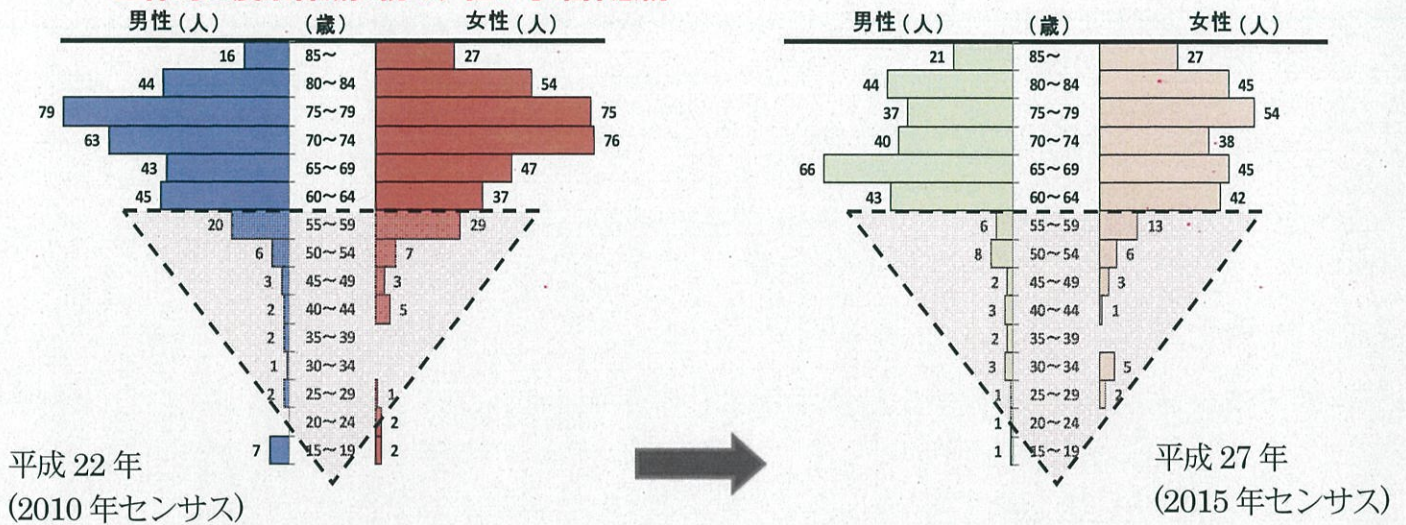
資料：県農地・水保全課調べ

## 第4部

## 新規参入の促進

図18 農業者の男女別年齢構成割合の推移

～全体的に農業者減少続く、担い手確保急務～



|        | 男性  | 女性  | 小 計       |
|--------|-----|-----|-----------|
| 60 歳以上 | 290 | 316 | 606       |
| 60 歳未満 | 43  | 49  | 92        |
| 計      | 333 | 365 | 698 (合 計) |

|        | 男性  | 女性  | 小計        |
|--------|-----|-----|-----------|
| 60 歳以上 | 251 | 251 | 502       |
| 60 歳未満 | 27  | 30  | 57        |
| 計      | 278 | 281 | 559 (合 計) |

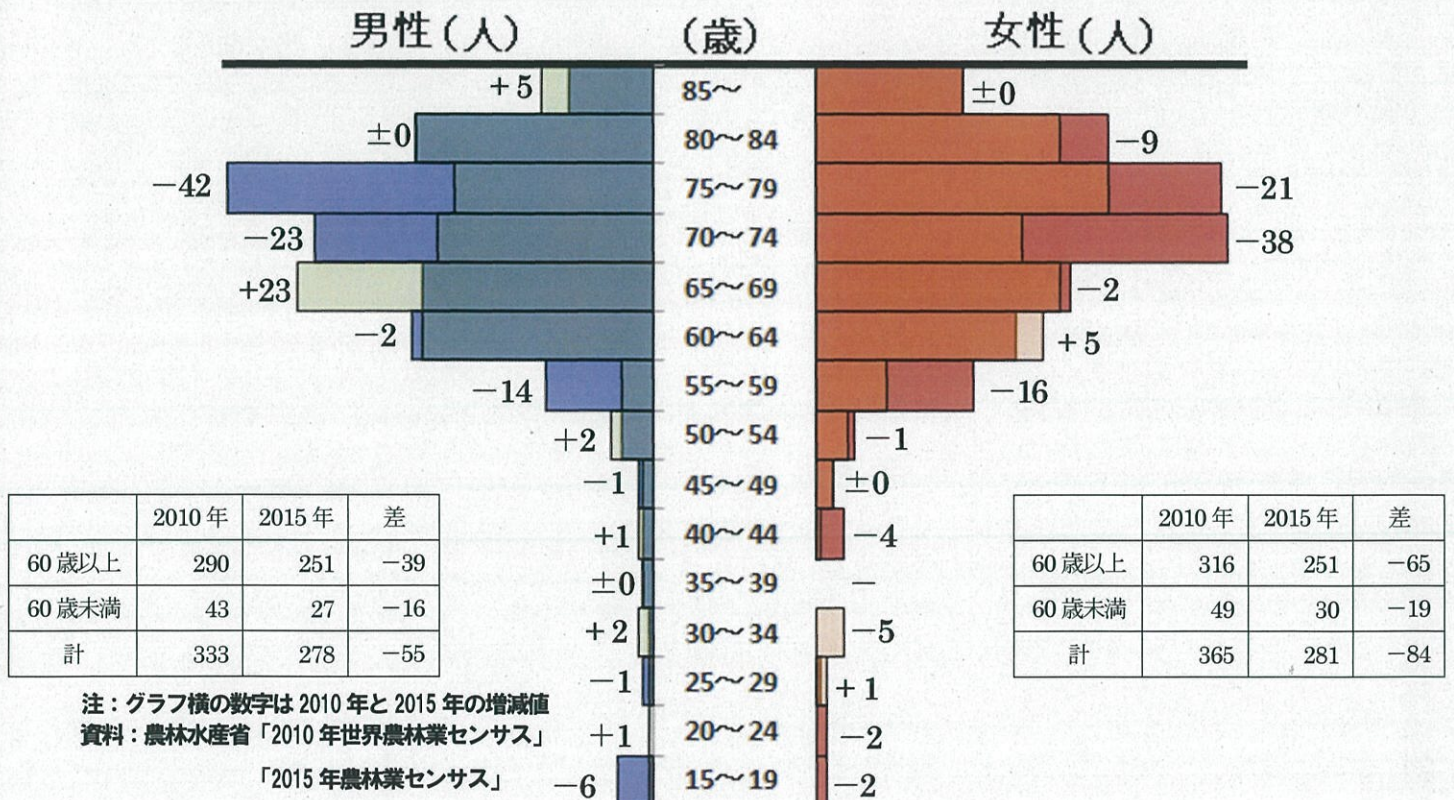
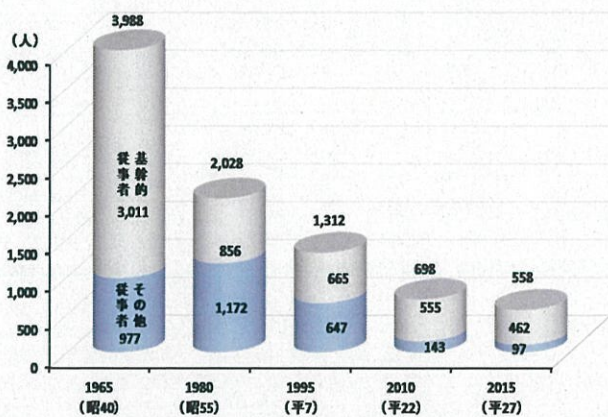


図19 農業就業人口の推移

～農業離れ顕著～



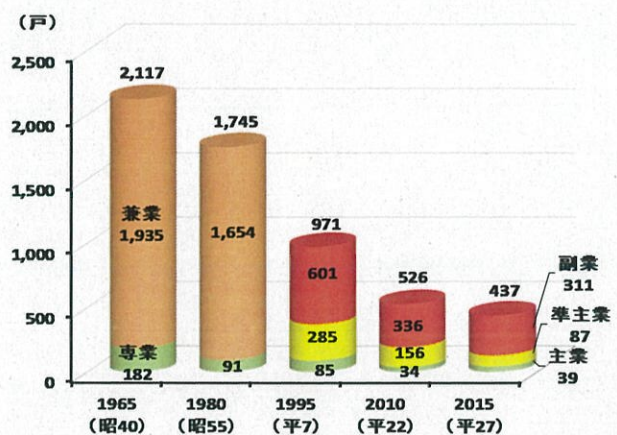
資料：農林水産省「農林業センサス」

(注1) 農業就業人口：農業のみに従事した者又は農業と兼業の双方に従事したが、農業従事日数の方が多い者

(注2) 基幹的農業従事者数：農業就業人口のうち、ふだんの主な状態が「仕事为主」の者

図20 農家類型別の推移

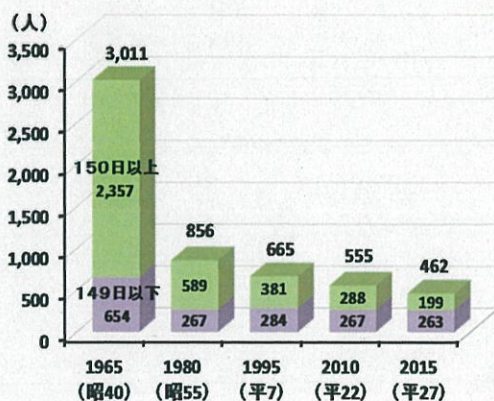
～農家数は一様に減少～



資料：農林水産省「農林業センサス」

(注) 昭55以前は旧定義の農家、平2以降は新定義の農家

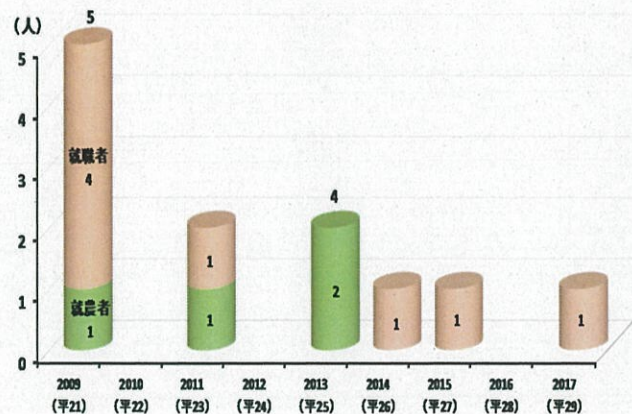
図21 基幹的農業従事者数の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

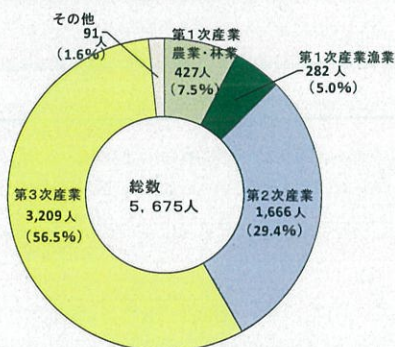
図22 新規就農者の推移

～意欲のある若い農業者も発現！！～



資料：県経営支援課調べ

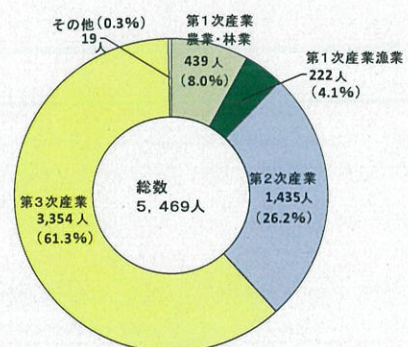
図23 産業別就業者の割合



2010年  
(平22)

資料：国勢調査

- 10 -



2015年  
(平27)

## 第5部

## 農地利用の最適化の指針

平成30年3月12日

岩美町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

岩美町農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消など農地利用の最適化のための業務（以下「最適化業務」。）が農業委員としての必須業務として位置づけられた。

本町の農業は、一部大豆、麦、白ネギ等との複合経営も行われているが水稲作の単一経営農家が多く、また、農業従事者の高齢化等の要因により認定農業者を中心とした担い手への農地の集積が進んでおり、近年では集落営農法人や農業経営に新規参入する事業所への集積も進んでいる。

本町では、今後も担い手への農地集積を進め、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、以下のとおり具体的な目標と推進方法を定めることとする。

なお、この指針は、平成36年までの目標達成に向けた平成32年までの計画とし、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表 について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地 政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

## 1. 遊休農地の解消について

## (1) 遊休農地の解消目標

|                     | 管内の農地面積 (A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
|---------------------|-------------|-----------|-------------|
| 現 状<br>(平成29年3月)    | 902.3ha     | 25.8ha    | 2.86%       |
| 3年後の目標<br>(平成32年3月) | 890.3ha     | 21.8ha    | 2.45%       |
| 目 標<br>(平成36年3月)    | 874.3ha     | 13.8ha    | 1.58%       |

## 【目標設定の考え方】

今後の遊休農地の復旧面積は過去の実績を踏まえた値を採用し、解消目標を設定した。

## (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

## ア 遊休農地の早期発見、発生防止について

(ア) 農地法第30条の規定による利用状況調査のほか、随時、農地パトロールを実施し、遊休農地を早期に

発見する。

- (イ) 関係機関や地域住民からの情報収集により遊休化のおそれがある農地を把握し、土地所有者及び耕作者の意向を確認して遊休農地の発生を防止する。

イ 利用意向調査について

利用意向調査の実施により農地所有者及び耕作者の意向を把握し、農地中間管理機構や関係機関と連携して表明した意向どおりに遊休農地を解消できるよう支援する。

ウ 遊休農地の解消について

- (ア) 遊休農地所有者の意向や希望を把握し、農地中間管理機構や関係機関との連携や農地所有適格法人や集落営農組織、認定農業者等の担い手の協力により遊休農地の解消を目指す。
- (イ) 遊休農地の復元事業について、町と検討し、その実施を目指す。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

|                          | 管内の農地面積 (A) | 集積面積(B) | 割合(B/A×100) |
|--------------------------|-------------|---------|-------------|
| 現 状<br>(平成 29 年 3 月)     | 902.3ha     | 269ha   | 29.8%       |
| 3 年後の目標<br>(平成 32 年 3 月) | 890.3ha     | 358ha   | 40.2%       |
| 目 標<br>(平成 36 年 3 月)     | 874.3ha     | 448ha   | 51.2%       |

※集積面積は、「担い手の農地利用集積状況調査」の値を用いる。

【目標設定の考え方】

岩美町「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の目標に基づき、担い手への農地利用集積面積は 448ha を目標としている。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 農地の基盤整備等について

基盤整備の推進や遊休農地の解消により、農地の耕作条件を整え、担い手に集積するよう支援する。

イ 農地中間管理機構等との連携について

- (ア) 利用集積に対する支援制度等の情報提供体制を強化し、農地中間管理事業を柱とする農地の集積・集約化を推進する。
- (イ) 担い手の希望の把握や離農する農家からの相談により担い手、土地所有者の情報を把握し、町農政部局や農地中間管理機構等と連携して農地の集積を促進する。

ウ 担い手の育成について

受け手となる担い手（経営体）の確保が重要であることから、担い手の経営改善の取組が円滑に推進するよう支援する。

3. 新規参入の促進について

(1) 将来的に農業の担い手となり得る新規参入の促進目標

|                       | 新規参入者数 | 新規参入者取得面積 |
|-----------------------|--------|-----------|
| 現 状 (平成 29 年 3 月)     | 0 経営体  | 0.0ha     |
| 3 年後の目標 (平成 32 年 3 月) | 3 経営体  | 3.0ha     |
| 目 標 (平成 36 年 3 月)     | 7 経営体  | 7.0ha     |

【目標設定の考え方】

過去 5 年間の実績は、4 経営体という現状を踏まえ、少なくとも年間 1 経営体の新規参入を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 関係機関との連携について

- (ア) 新規参入に関する相談窓口を開設している機関との連携や当委員会が適時実施する就農相談により、新規参入希望者の情報を共有し、就農に結び付けていく。
- (イ) 行政機関等に対して、新規参入者が円滑に就農できるように支援・指導する体制の充実や行政機関等が独自に補助金・助成金を交付する制度の創設等、新規参入を促進する施策を提案していく。

イ 情報提供について

- (ア) 新規参入者となり得る農業法人で働く者や農業大学校、農業高校の学生・生徒に新規就農に関する情報を提供していく。
- (イ) 後継者のいない農家や貸借可能な農地の情報を把握し、土地所有者の意向や希望に応じて新規参入者に情報を提供していく。

ウ 企業参入について

企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構を活用した企業参入も視野に入れて施策を進める。

エ フォローアップ体制について

新規就農者が担い手として継続して営農していくためには、就農段階から定着、発展段階まで一貫して支援することが重要であることから、関係機関や地域の担い手と連携してフォローアップ体制を構築する。

# 農業委員会委員名簿（平成 29 年 7 月 20 日から新体制に移行）

|   | 農業委員氏名      | 担当地区             |   | 最適化推進委員氏名 | 担当地区      |
|---|-------------|------------------|---|-----------|-----------|
| ① | 米村 進司       | 町浦富、浜浦富、田後       | ⑮ | 藪田 俊博     | 本庄地区      |
| ② | 上田 陽一       | 岩常、高住、長郷         | ⑯ | 大森 正良     | 蒲生地区      |
| ③ | 中島 俊治       | 宇治、岩井、真名         | ⑰ | 河本 俊一郎    | 網代、大岩地区   |
| ④ | 濱崎 智照       | 牧谷、相谷、駅前         | ⑱ | 小谷 幸次     | 岩井地区      |
| ⑤ | 向山 美智子      | 新井、広岡、高山         | ⑲ | 横田 光男     | 小田地区      |
| ⑥ | 向家 仁        | 延興寺、外邑、小田、唐川、大坂  | ⑳ | 宮本 裕澄     | 東、浦富、田後地区 |
| ⑦ | 福石 幸生       | 本庄、太田、河崎、日ノ出     |   |           |           |
| ⑧ | 藪内 孝博       | 蒲生、法正寺、塩谷、神堀、山ノ神 |   |           |           |
| ⑨ | 北村 凱男       | 恩志、二恩志、坂上、岩本、沓井  |   |           |           |
| ⑩ | 上根 慶万       | 陸上、田河内、小羽尾、大羽尾   |   |           |           |
| ⑪ | 寺尾 孝則       | 大谷1区～4区、平野、久松    |   |           |           |
| ⑫ | 山本 一美       | 白地、長谷、相山、馬場      |   |           |           |
| ⑬ | 飯野 幸義（職務代理） | 院内、荒金、黒谷、池谷      |   |           |           |
| ⑭ | 山本 淳（会長）    | 銀山、洗井、横尾、蕨島、鳥越   |   |           |           |



# 岩美町の概要及び農業政策

～農地・農業ポテンシャルの開花(潜在力・可能性)～

岩美町は、鳥取県の最東北端に位置し、東は兵庫県新温泉町、西及び南は鳥取市に接し、北は日本海に面している。東西14.3km、南北15.8kmで総面積は122.32km<sup>2</sup>である。

本地域の地形を概観すると、東西南の三方を山々に囲まれ、南部は森林が主体の中山間地、中部及び北部は中国山地に水源をもつ蒲生川、小田川、陸上川流域の平坦地で、良好な水田地帯を形成している。

このうち、山陰海岸国立公園の特別保護地区及び規模の大きな森林等を除いた区域59.95km<sup>2</sup>が農業振興地域に指定されており、その土地利用状況について見てみると、平成28年度時点では、農用地10.19km<sup>2</sup>で17.0%、工場用地0.16km<sup>2</sup>で0.3%、宅地2.03km<sup>2</sup>で3.4%、森林・原野39.40km<sup>2</sup>で65.7%となっている。

交通網については比較的恵まれており、海岸部を東西に走る国道9号及び国道178号と一部供用開始となった山陰近畿自動車道岩美道路を基幹とし、これに隣接して南北に走る県道等によってはほぼ満たされている。近隣の人口集中地区である鳥取市までの距離は約20kmで、所要時間は岩美道路、国道9号駒山バイパスの開通により、約20分に短縮され、通勤圏としての条件を備えている。

人口は、平成17年の国勢調査で13,270人、平成22年12,362人、平成27年11,485人と減少傾向にあり、産業別の就業人口の構成については、平成22年の国勢調査で第一次産業が12.5%、第2次産業29.4%、第3次産業56.5%となっており、工業、サービス業の占める割合が高くなっている。この流れは今後も進むものと予測され、新規就農者の確保は困難な状況が続き、現状のまま推移すれば、今以上に離農者が増加し、耕作放棄地の増加が進むものと思われる。

農業を取り巻く状況については、昭和44年から始めまった米の需給調整を基軸とした減反政策が平成29年度で廃止され、米価は下落の一途をたどり、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の合意がなされるなど、先行きに対する不透明感、不安感から農業生産を維持することが非常に厳しい状況にある。中山間地域では、これに農業者の高齢化、後継者不足も相まって農地の荒廃が進んでいるが、一方で、鳥取県農業農村担い手育成機構及び岩美町振興公社が行う中間管理事業の創設、集落営農法人の設立、農業分野への企業参入等により、担い手への農地集積が進んでいる。

今後の農業振興の方向として、人・農地プランの取組を推進し、農地中間管理事業を活用して担い手農家への効率的な農地集積を推進するとともに、新規就農者の受け入れ体制の明確化と、法人化も含めた集落営農組織による機械、施設の共同利用及び組織への農地集積を促進していく。

また、平坦地の水田については、水路のパイプライン化、ほ場の大区画など農地の再整備を行い、水田の面積集積、低コスト化を推進するとともに、水稻、大豆、飼料用作物の土地利用型作物をはじめ、地域の実態に即した営農形態の定着を図る。

中山間地域においては、作業の省力化、効率化を図るため、平坦地と同様に農地の再整備を進めるとともに、中山間地域直接支払交付金、多面的機能支払交付金、耕作放棄地再生利用緊急対策の活用、鳥獣被害防止対策の取組による荒廃農地の発生抑止及び農地再生により農地の保全に努める。

## 【岩美町農業委員会】

住 所 〒681-8501

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富675番地1

電 話 0857-73-1586

FAX 0857-73-1590

E-mail kikakuchousei@iwami.gr.jp



## 岩美町町章

ひらがなの『いわみ』を図案化したもので、町の円満な発展と町民の和(輪)を表しています。